

令和3年3月3日

川辺町議会議長 平岡 正男 様

川辺町議会議員 市原 敬夫

令和3年川辺町議会第1回定例会一般質問通告書

以下のとおり通告します。

1. 質問名 遊休農地の活用について
2. 回答を求める先 産業環境課
3. 質問の概要

川辺町の農地も、後継者不足等の問題からか遊休農地が目立つようになってきました。

所有者のなかには、農地維持のために、シルバー人材センターなどへお願いし、定期的に除草作業をされている方もおられます。

第5次総合計画の中に「優良農地の保全と有効活用」が謳われていますが、小規模な農地においては、有効活用も進まず、また、農産物では採算が合わないことから、やむなく遊休農地となっているのが現状ではないかと思えます。

町では、この問題をどのように認識し、また、その解消及び有効活用をするために、今後どのような取組を実施していくおつもりか、お尋ねいたします。

令和3年3月18日

令和3年川辺町議会第1回定例会一般質問答弁書

1. 質問名 遊休農地の活用について
2. 質問議員名 市原敬夫議員
3. 答弁者 産業環境課長 (担当 産業環境課)
4. 答弁の概要

遊休農地につきましては、議員仰せのとおり後継者不足をはじめ、農業者の高齢化や不在地主の増加、また中山間地等における立地の悪条件や小規模農地による採算性の低さなどの影響から、今後もその増加が全国的に懸念されております。遊休農地は大きく2つに分けられ、1つは、耕作はされていないが管理はされている農地、もう1つは、全く管理がされていない農地、いわゆる「荒廃農地」と呼ばれるものがあります。管理されている農地は特段問題ありませんが、荒廃農地では雑草や雑木の繁茂、病虫害の発生、有害鳥獣による被害、ゴミの不法投棄や景観の悪化など多岐に渡る問題点があると認識しております。

その解消のために、農業委員会では毎年1回農地法に基づく「農地パトロール」を行って現状を把握するとともに、荒廃農地の所有者には適正に維持管理をしていただくよう通知をし、優良農地の保全に努めております。また、有害鳥獣被害に対しては猟友会による見回りや追い払い、捕獲活動の強化、農業者への電気柵設置への補助などを行っているところであります。

次に有効活用についてであります。本町の農家は、零細・兼業・自家消費農家が多数を占めている状況から、地域の中心的経営体、いわゆる「認定農業者」への支援が一番効果的だと考えております。現在も経営規模の拡大とともに農地の有効活用が図られるべく、農地の集積や農業機械導入の補助を実施しております。

今後は、農業に関する本町の基本プランである「川辺町 人・農地プラン」に基づき、担い手との対話の中、必要なニーズの把握と支援の実施、併せて、移住者や定年退職者の就農、民間企業の農業参入など、新たな担い手の発掘に努め、第5次総合計画に掲げる「優良農地の保全と有効活用」を実現していきたいと考えております。